

# 慢性期入院医療包括評価における患者分類案について

## 目 次

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 1. 7月27日時点の患者分類試案 | ..... p.1  |
| 2. 患者分類方法に関する検討   | ..... p.4  |
| 3. 患者分類案          | ..... p.10 |

### 1. 7月27日時点の患者分類試案

□中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会(平成17年7月27日)  
に提示された患者分類試案

<検討に用いたデータ：平成16年度「慢性期入院医療包括評価に関する調査>

患者特性調査	療養病棟入院基本料、特殊疾患療養病棟入院料を算定している病棟の入院患者を対象に調査。  <把握したデータ> ・病態、心身機能について ・提供されている医療内容 ・使用薬剤、材料の種類・量 等
タイムスタディ調査	患者特性調査の対象者に、調査基準日（職種によっては調査基準日から1週間）に関わった時間を職種別に調査。  <把握したデータ> ・患者別、職種別のケア等に要した時間

## 患者分類試案（7月27日）の概要

ADL 区分 3			
ADL 区分 2			
ADL 区分 1	認知機能障害加算あり	認知機能障害加算あり	
	〃 なし	〃 なし	
医療区分 1		医療区分2	医療区分3

\* 患者分類試案は、「医療区分」、「ADL 区分」、「認知機能障害加算」の 3 つの要素から構成されている：

### ■要素 1：「医療区分」

医療区分 1	医療区分2	医療区分3
医療区分 3、2 に該当しない者	医療区分3に該当しない者で、下記のいずれかの条件を満たす者。 <疾患及び状態> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多発性硬化症・筋ジストロフィー等の特定疾患治療研究事業の対象(ADL11 以上に限る)</li> <li>・脊髄損傷(ADL23 以上に限る)</li> <li>・暴行又はケアに対する抵抗が毎日みられる状態</li> </ul> <医療処置> <ul style="list-style-type: none"> <li>・透析<sup>(注 1)</sup></li> <li>・意識障害のある経管栄養(経鼻・胃瘻等)</li> <li>・喀痰吸引(1 日 8 回以上)</li> <li>・酸素療法</li> <li>・インスリン皮下注射(血糖チェック 1 日 3 回以上、ただし、自己注射除く)</li> <li>・褥瘡(2 度以上、または 2 箇所以上)</li> <li>・発疹(体表面積 9% 以上)</li> <li>・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍</li> </ul>	以下のいずれかの条件を満たす者。 <疾患及び状態> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時監視を要する状態<sup>(注 2)</sup></li> </ul> <医療処置> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心静脈栄養</li> <li>・レスピレータ使用</li> <li>・ドレーン法・胸腹腔洗浄</li> <li>・意識障害のある気管切開・気管内挿管</li> </ul>

注 1：透析は、現行の診療報酬点数において療養病棟入院基本料の包括外(出来高)となっているが、ここでは透析を必要とする患者の状態を指している。

注 2：「常時監視を要する状態」とは、平成 16 年度に実施した「患者特性調査」の「Ⅶ. 症状と状態」、「3. 状態の安定性」において「a. 絶対安静」の評価項目を、分科会で提示された意見に従って置き換えたものである。